

様式第三十（第18条第3項関係）

認定特別事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和7年10月17日

2. 認定特別事業再編事業者名

株式会社丸玉運送

3. 特別事業再編の目標

(1) 特別事業再編計画に係る事業の目標

（価値観）

当社は1965年の創業以来、長きにわたり、一般貨物自動車運送事業を営んでいる。1978年の法人設立を経て、その間に築き上げた強固なネットワークと独自の輸送ノウハウを駆使し、顧客に最適な物流サービスを提供している。

現在の主要事業は、拡大するEコマース市場を支えるネット通販幹線輸送であり、この分野では365日24時間稼働の体制を構築している点が、当社の最大の強みである。これにより、いかなる時も途切れることのない安定した物流を実現し、顧客のビジネスを強力に支援している。

また、東海エリアに拠点を置く自動車部品メーカーの定期便輸送も手掛けており、地域の基幹産業を物流面で支える重要な役割を担っている。さらに、継続的な案件であれば、顧客の多様なニーズに応えるため、チャーター輸送や、効率的な積み合わせ輸送にも柔軟に対応している。長年の経験と実績に裏打ちされた手配力と輸送ノウハウ、そして何よりも24時間365日の稼働を可能にする体制こそが、変化の激しい現代において顧客から選ばれる理由である。

（ビジネスモデル、および戦略）

当社の既存事業は、以下3点が課題である。

①事業ポートフォリオの限定性

現在の主力事業は、Eコマース向けの幹線輸送と自動車部品メーカーの定期便輸送に依存している。しかし、持続的な成長のためには、事業ポートフォリオを多様化し、持続的な成長基盤を確立すること」が課題である。

②人材不足と労働環境の不均衡

深刻なドライバー不足に直面しており、労働時間と報酬のバランスがとれていないという課題がある。

③経営効率の改善余地

輸送ネットワークやノウハウといった既存の経営資源を活用しつつも、買収を通じて物流コストの最適化と収益性の向上が課題である。

M&Aを通じて当社が楽器、音響機材、照明機材、舞台装置の運送会社を買収する目的は、既存の輸送ネットワークとノウハウを活用し、エンターテインメントという新たな事業領域に参入することで、事業ポートフォリオを多様化し、持続的な成長基盤を確立することにある。具体的には、ドライバー、配車、走行経路の効率化などを実施し、品質、低コスト、配送時間の向上を実現する予定である。これらのシナジー効果を見込むことで、音楽機材運送業に付加価値の向上を図る。この戦略を通じて、エンターテインメント市場の成長を取り込み、競合優位性を確立し、将来的にはリーディングカンパニーとしての地位を目指すものである。

(持続可能性・成長性)

当社は、コロナ禍以降に復活し伸長している音楽フェス市場と機材運搬市場において、当社の強みである24時間365日稼働の輸送体制と、長年の経験から培った手配・輸送ノウハウを最大限に活用する。これにより、事業親和性の高い株式会社U社の事業を承継し、ドライバー、配車、走行経路の効率化を徹底的に実施する。この統合を通じて、音楽関連の機材運送において、品質向上、低コスト、そして配送時間の短縮を実現し、高付加価値かつ競争力のあるビジネスモデルを構築し、市場拡大への貢献と持続的な成長を目指す。

(ガバナンス)

近年は、深刻なドライバー不足が問題になっており、労働時間と報酬のアンマッチ解消が必要となる。また、ドライバーが日々安全安心に運行できる社内管理体制の充実も必要である。当社の強みを継続的に維持していくために、収益性を確保しながら、ドライバーの量と質および安全運行をサポートする社内管理体制を維持していくことが必要になる。今回の特別事業再編計画の実施に当たり、手配部門と配送部門の責任と権限を明確に分離し、事業再編計画の進捗状況を適時適切にモニタリングできる体制の構築に努める。

以上より、当社の経営資源の最束手配かつ効率配送を実現し、生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上を図り、企業価値の更なる向上を目指す。

(2) 生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

(成果と重要な成果指標 (KPI))

計画の対象となる事業の生産性の向上としては、2029年度には2024年度に比べて、従業員1人あたり付加価値額を14.9%向上させることを目標とする。

需要の開拓としては、2029年度には2024年度に比べて、当社の売上高を1.2倍とすることを目標とする。

財務内容の健全性の向上としては、2029年度において当社の有利子負債はキャッシュフローの0.7倍、経常収支比率は110.3%となる予定である。

4. 特別事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

① 計画の対象となる事業

音楽関連の機材運送業

<選定の理由>

音楽機材業界は、デジタル化や新しい音楽ジャンルの台頭といった要因が複合的に作用し、新たな需要と市場の活性化が続いている。

音楽制作における機材は、クリエイターの表現を支える重要なインフラである。現在の傾向を見る限り、音楽制作市場は今後も持続的な成長が見込まれ、機材の流通というサプライチェーンの役割を見通すと、当社にとっては新たなビジネスチャンスが広がっているといえる。

② 実施する事業の構造の変更と分野又は方式の変更の内容

当社の強みである24時間365日稼働の輸送体制と、長年の経験から培った手配力および輸送ノウハウを最大限に活用することで、事業親和性が高い株式会社U社の事業を承継し、音楽機材運送業に付加価値の向上を図る。具体的には、ドライバー、配車、走行経路の効率化などを実施し、品質向上、低コスト化、配送時間の短縮を実現する。

なお、当該事業再編計画による生産性の向上は当該事業分野における市場構造に照らしても持続的なものと見込まれる。また、当該事業分野は過剰供給構造ではなく、さらに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではない。

(事業の構造の変更)

・音楽機材運送業の承継（株式譲渡）

〈譲受会社〉

名称：株式会社丸玉運送

住所：愛知県東海市名和町天王前33番地の1

代表者の氏名：代表取締役社長 玉山 稔章

資本金：80,000,000 円

〈譲渡会社〉

名称：株式会社U社

(事業の分野又は方式の変更)

新しい音響機材輸送プロジェクトは、通常の運送業とは異なり、コンサートの日程に合わせた長期サービスである。ドライバーは、専門知識と技術を習得し、コンサートスタッフの一員として機材の運搬から積み下ろしまでを担当する。この高度な専門性は、他社が模倣しにくく、競争優位性を生み出す。また、物流拠点を集約することで、配送の効率化も図る。この事業は、単なる運送業の枠を超え、エンターテインメント市場に参入する革新的なビジネスモデルである。以上の事業展開により、新サービスの提供による売上高を当社の全売上高の1.2%以上とすることを目標とする。

(2) 事業再編を行う場所の住所

愛知県東海市名和町天王前33番地の1

株式会社丸玉運送

株式会社U社

(3) 措置の相手方である他の事業者・関係事業者・外国関係法人に関する事項

措置の相手型である他の事業者

株式会社U社

株式会社U社と株式会社丸玉運送の間に、計画開始前において資本関係はない。

(4) 事業再編を実施するための措置の内容

別表1のとおり

5. 特別事業再編の実施時期

(1) 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：2025年10月

終了時期：2030年9月

6. 特別事業再編に伴う労務に関する事項

(1) 事業再編の開始時期の従業員数（㈱丸玉運送2025年3月期、㈱U社2025年6月）

㈱丸玉運送 330 名

㈱U社 11 名

(2) 事業再編の終了時期の従業員数

㈱丸玉運送 335 名

㈱U社 16 名

(3) 事業再編に充てる予定の従業員数

㈱丸玉運送 335 名

㈱U社 11 名

(4) (3)中、新規採用される従業員数

株丸玉運送 5名

株U社 5名

(5) 事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

出向予定人員数 なし

転籍予定人員数 なし

解雇予定人員数 なし

(6) 雇用者給与等支給額の改善を示す数値目標

雇用者給与等支給額の改善としては、2029年度には2024年度に比べて、雇用者給与等支給額を年率2.8%向上させることを目標とする。

(7) 雇用者給与等支給額を改善する旨を特別事業再編計画の期間内において従業員に表明する旨添付書面にて表明する。

7. その他

該当なし

別表 1

特別事業再編のために行う措置の内容

措置事項		実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する措置	
法第2条第17項第2号の要件				
	イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供による生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の変化	新たな音響機材輸送プロジェクトは、従来の運送業とは異なり、コンサート期間を通じて専門知識や技術、高い責任感が求められる新サービスである。これにより他社には真似できない優位性を確立する。また、物流拠点を当社の千葉営業所に集約し、配送ルートを効率化することで、さらなる事業拡大を目指す。以上、シナジー効果による展開することにより、2029年度には新サービスの提供による売上高を基準年度対比で1.2%以上とすることを目標とする。		
法第2条第18項の要件		実施する措置の内容及びその実施する時期	措置の相手方となる他の事業者の関係	期待する措置
	六 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社の総株主又は総出資者の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）	株式取得会社 名称：株式会社U社 取得後株式比率：100%	派遣役員の割合：0% 株式保有比率0%	租税特別措置法第56条 （中小企業事業再編投資損失準備金）